

令和元年度第3回
多摩市国民健康保険運営協議会

令和元年10月17日(木)午後1時30分
多摩市役所第二庁舎会議室

1. 開催日 令和元年10月17日(木)

2. 会場 多摩市役所第二庁舎会議室

3. 出席者

被保険者 齊藤順子、津布久光男、菱田達雄
代表委員

保険医薬剤師 橋本循一、富澤 倫、寺田武司
代表委員

公益代表委員 小林信之、若林佳史、下井直毅、窪山 泉

被用者保険 川又久義
代表委員

事務局 保健医療政策担当部長 伊藤重夫

保険年金課長 松下恵二

保険税担当 赤壁聡子

保険税担当 浅利守道

国保担当 坂本全史

国保担当 高橋麻智子

国保担当 星野広輝

○下井会長 1時半になりましたので、令和元年度第3回多摩市国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。

それでは、開会に先立ちまして、会議傍聴の方はいらっしゃいますか。

○坂本国保担当 本日はおりません。

○下井会長 どうもありがとうございます。

それでは、出席状況報告を事務局、お願いいたします。

○坂本国保担当 大井委員と佐々部委員から欠席の連絡が入っております。

橋本委員からはおくれるという連絡が入っております。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

今回の議事録署名委員は、齊藤委員と津布久委員でお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をしたいと思います。事務局、お願いいたします。

○坂本国保担当 資料を確認させていただきます。事前にお送りしています資料です。まず、資料1が前回の議事要旨になります。資料2が第3回市議会定例会の資料になります。

そして、資料3-①と3-②、本日使います多摩市の平成30年度国民健康保険特別会計決算一覧になります。机上配付で次第と緑色の冊子、毎年発行させていただいています多摩市の国保を置かせていただきました。不足があればお申し出ください。

以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。お手元にありますでしょうか。

それでは、本日の予定です。本日の予定について、課長、お願いいたします。

○松下保険年金課長 本日、報告事項2件をさせていただきます。

まず1点目が、令和元年多摩市議会第3回定例会、それから2点目といたしまして、平成30年度多摩市国民健康保険特別会計決算につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○下井会長 どうもありがとうございます。

それでは、今回は報告事項は2つだけということです。

まず1つ目の報告事項で、令和元年多摩市議会第3回定例会について、資料2のほうで課長、お願いいたします。

○松下保険年金課長 それでは、令和元年多摩市議会第3回定例会につきまして、資料2に基づきましてご説明させていただきます。

まず、令和元年9月4日から10月4日、31日間開会されております。行政報告、一般質問等につきましては9月4日から10日までの5日間、補正・条例につきましては9月11日、常任委員会につきましては9月12日から9月18日までの4日間、予算決算特別委員会につきましては9月19日から9月30日までの7日間で、10月4日が最終日となっております。

今回、9月議会では国保特別会計・一般会計の決算についてということで、一般会計決算、それから国民健康保険特別会計決算はそれぞれ全議員による承認をいただいております。

予算決算特別委員会での質疑ですが、平成30年度は国保の広域化の初年度となると、広域化に伴う新たな財政運営の仕組みのキーワードは国保事業費納付金と標準保険料率である。国保事業費納付金総額についてどうだったのか。

それから、標準保険料率が示されて、多摩市では独自の基準で保険税率を決定したが、保険税収入はどのような状況だったのか。

法定外一般会計繰入れを9億充てたが、保険税は値上げとなっている。今後、毎年4%値上げしていくこととなっているが、その考えに変更はないのか。また、国保加入者の負担感についてどう考えるか。

国は激変緩和措置をとり、多摩市の国保財政にも影響があったと考えるが、政府は保険税軽減のために使用することも可能という話もあったが、どうだったのか。

それから、低所得者への国保税の軽減について、30年度はどう取り組んだのか。

平成30年度の分納誓約件数、それから、非自発的失業者に対する保険税の軽減措置について。また、窓口負担が払えないというような方たちへの対応をどうしているのか。

それから、そもそも国費負担を増額すべきであるが、全国市長会、東京都市長会ではどのような要望をしているのかというような質問をいただいております。

第3回定例会の報告については以上となります。

○下井会長 どうもありがとうございます。

今のことに関して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

ちなみに、今の質問に対する回答というのはいつごろ示されるものなんですか。

○松下保険年金課長 質問があって、その場で市側の答弁を都度。

○下井会長 その場で回答して、その答弁の資料はないわけですね。

○松下保険年金課長 そうですね。特に資料はないですけども、国保事業費納付金は幾

らだったのかというところにつきましては後ほど決算でも説明させていただきますが、今年度については45億7,000万円。

保険税収につきましては、今年度、現年度については94.22%、それから、滞納繰越については31.9%、全体では対前年で1.3%の減額となっているという答えをしております。

それから、法定外を9億充てたが保険税が値上げとなっている。今後、4%ずつ値上げていくことについてどう考えているのかというところ。医療費が毎年2%から3%ずつ上がっているという状況と、国保の財政健全化計画に基づいて法定外一般会計繰入れを削減していかなければならない。それから、国保財政健全化計画に基づいて削減を図るんですけども、削減できなかった場合、保険者努力支援制度という国からの交付金があるんですが、こちらのほうがマイナス評価ということで来年度以降、減額されてしまうということがありますので、原則、4%ずつ上げていくという考えに変わりはないということで答弁しております。

それから、激変緩和措置で政府は保険税軽減のために使用することも可能という話もあったが、どうだったのかというところ。国の激変緩和措置については国保事業費納付金を算定する際に、平成30年度で言いますと、国と都を合わせて2億5,000万でしたが、国保事業費納付金から差し引かれるという形になっております。ただ、1人当たりの納付金額のほうは実際、引き下がりますので、被保険者の方の負担は軽減されるという形になっております。

それから、低所得者への保険税の軽減に30年はどう取り組んだのかというところ。国の7割、5割、2割の法定の軽減がありますので、そちらのほうを適用したという形になっております。実際の軽減の人数ですけども、若干減っているところがあるんですが、これは被保険者数が全体で対前年で3.8%落ちていますので、そちらの影響だと考えております。

あと、そもそも国が国庫負担を増額すべきだということで、市長会としてどういう要望を出しているかというところ。こちらは毎年、全国市長会、東京都市長会としても低所得者対策、それから、子育て世代、そういった方たちに対する財政支援というものを毎年要望として上げているというお答えをさせていただいています。

○下井会長 ありがとうございます。

何かこれに関してご意見、ご質問ございますでしょうか。

もし、特になければ、次の資料3-①と②になるかと思えますけれども、多摩市国民健康保険特別会計決算の資料の説明をお願いしたいと思います。お願いいたします。

○坂本国保担当 では、報告事項の2番です。平成30年度多摩市国民健康保険特別会計決算につきまして、先日、事前資料でお送りしました資料3-①と3-②を使いましてご説明させていただきます。

資料3-①が歳入になります。この表の見方を先に説明します。これは一覧表になっています。歳入は2段ありますけれども、主に上の段を使います。ちょうど真ん中で折っていただくと、右半分、左半分になっていますけれども、上の見出しを見ますと款、項、目、これは予算のところになります。その右側は当初予算。補正予算を組みますと、9月補正、12月補正、3月補正に数字が入ってきます。その右側が予算現額に対して、その右側が決算額になります。左側が円単位で、右側が千円単位になります。さらにその右側に29年度決算の数字と対29決算の伸びを書かせていただいていますので、そのようなことで確認してください。

では、資料3-①、歳入です。決算額につきましては、真ん中で折ったときの右半分の一番下の段です。ちょっと色が変わっていますけれども、歳入合計というところの決算額の欄を見ていただきますと、千円単位でいきますと161億2,484万7,000円、こちらが歳入の決算額です。

もう一つ、資料3-②のほうは歳出になります。同じように表の右下のほうの色が変わっているところを見ていただきますと、決算額、157億7,393万9,000円、これが歳出の決算額になります。

資料3-①の歳入と資料3-②の歳出の差額が3億5,090万8,343円になります。こちらは令和元年度に保険給付費等交付金の普通交付金の精算を行うことになりますので、その精算に充てる予定の額で確保したということになっています。

では、順番に3-①からご説明させていただきます。ごらんください。

まず、表の左半分の上のほうから行きます。科目でいきますと、国民健康保険税になります。平成30年度の決算額の欄を見ていただきますと、29億7,963万3,000円で、平成29年度比較しまして1.26%の減となっています。

税の内訳につきましては、現年滞納につきましては歳入の下の小さい欄のほうにそれぞれ分けて書いています。申し上げるのは現年分の滞納分の合計でございます。

内訳につきましては、現年分の合計、28億1,660万3,328円です。前年度と比

べまして0.06%増です。

収納率は先ほどご説明させていただきました94.22%で、前年度比では0.5ポイント減少という形になっています。

滞納分につきましては、1億6,302万9,315円で、前年度比で19.6%の減です。

収納率は30.4%で、前年度比で1.58ポイント減少しております。

決算ベースで1人当たりの調定は8万5,515円でした。

続きまして、この表には出てきませんが、収入未済額を申し上げます。現年で1億7,235万3,272円です。滞納繰越が3億4,925万2,013円です。合計で5億2,160万5,285円になります。

平成29年度と比べますと、現年で1億5,627万9,810円、滞納繰越が3億9,448万4,449円で、合計で5億5,076万4,259円です。差額が大体3,000万円ぐらい、2,915万8,974円減少しておりました。

続いて、これも載っていませんけれども、不納欠損額というのがあります。こちらは2,289万2,331円、前年度と比較しますと1,271万6,910円の減になっています。減になりましたのは、収納率が向上したことで未済額も減少したという状況になっています。

不納欠損額で多額なものが出ている理由は、制度上、国保税の場合、所得がなくても保険税は賦課しなければならない。軽減制度はありますけれども、所得に応じて均等割のほう7割、5割、2割と軽減しますが、軽減してもなお金額は残ります。こちらを納めていただかなければならない。各世帯ごとにさまざまな理由がありまして、納税が困難な状態に陥ることもありますし、そういった方とは個別に納税相談などを行っておりまして、分割納付などを行っているものにさらにまた滞る状況が発生しますと、今度は現年の保険料がまた加算されていきますので、滞納額はますます増えてしまうという事例もありますので、未済額は多額になっているという状況であります。

また、若い世代の加入者が当然いらっしゃいますけれども、収入は不安定な部分がありますので、そうすると滞納率が高くなってしまうという傾向もあるようです。

平成30年度6月1日時点の滞納世帯は3,325世帯あるんですけれども、前年度比で2.8%減少しておりました。

そのあたりを保険税の知識としてお伝えさせていただきました。

次に、金額の大きいところのご説明をさせていただきます。

資料3-①の真ん中あたりに7款、都支出金とあります。全体で107億9,767万円となっております。平成29年度は国保の制度改正前ですので、金額としてはここに出ていませんけれども、10億2,320万8,000円でしたので、前年度決算から同じ項目、都支出金を比べますとかなり大きく増加しているところでございます。

平成30年度の国保の制度改正によって、任意給付を除きまして保険給付費全額を東京都が負担することになりましたので、新たに保険給付費等交付金という科目ができました。

普通交付金につきましては、この表にもありますように104億9,505万9,000円が交付されております。

また、都支出金の表の上から順番に見ていくと、都負担金補助金、保険給付費等交付金、普通交付金、その下に2（特別）とありますけれども、この4つが保険給付費等交付金の特別交付金に当たるものになります。こちらの4つを足しました1億9,363万円が交付されました。

簡単な内訳を申し上げますと、保険者努力支援分が3,778万4,000円。平成29年度に国保の実施の状況調査というのがありまして、その結果に基づいて国が算定した額の交付を受けたというところになります。

その下にあります特別調整交付金分3,869万2,000円。これは制度改正前の国の調整交付金の特別調整交付金に当たるものになります。内訳は、保険事業分で600万円、非自発的失業に係る保険税軽減分で308万7,000円、非自発的失業に係る法定軽減のための財政負担増で72万5,000円、そして、経営努力分、これは評価部分なんですけれども、1,833万9,000円、あとは、後発医薬品の普及促進に係る財政負担があった場合ということで13万9,000円、そして、被扶養者減免分として477万3,000円。そして、事業運営に関してシステムを使っていますので、この改修経費が国から出まして、これが192万2,000円あります。あと、東日本大震災の関連経費で275万3,000円、それと、療養費の柔道整復の療養費に関して支給適正化が今求められていまして、こちらの取り組みに関して95万4,000円の交付を受けております。この合計が特別調整交付金です。

その下、2（特別）都繰入金（2号分）とあります。こちらは制度改正前の東京都の調整交付金の特別調整交付金の部分になります。合計で6,039万3,000円。内訳は、保険事業で300万円、健診実施にかかわる成績良好で522万円、収納率向上にかかわる成績良好で4,500万円が出ております。あと、療養費の支給点検体制の充実で50万

7,000円、それと、経過措置分として660万2,000円が交付されています。

都支出金の一番下に都費補助金があります。これは制度改正前より交付されていましたが、平成30年度から交付対象が変更になっております。30年度は1億898万1,000円となっておりますが、平成29年度は1億4,339万円出ております。比べますと24%減になってはいますが、制度改正に伴いまして30年度から健全運営化分というもののみが交付されることになったために減となっております。

ちなみに、29年度の内訳ですけれども、医療波及増分ということで2,849万8,000円、地方単独事業を行っていた場合の国庫負担の減額分を東京都で補填するという形の交付金となっております。

それと、結核・精神の給付金分が東京都から出ておまして、1,684万円、健全経営化分で9,800万円が交付されております。

左半分のところは以上です。

右半分です。一番上に、11、繰入金とあります。こちらは一般会計から国保特別会計へ繰り入れるお金になっております。決算額のところ、ずっと横を見ていきますと、17億5,297万3,619円になっています。表に書いていますが、下が他会計繰入金、その下が一般会計繰入金です。

上から、保険基盤安定繰入金、軽減分と支援分、その下、職員給与等繰入金、その下が出産育児一時金の繰入金、ここまでが法定繰入れとして定められているものです。一番下がその他一般会計、これが法定外という、説明の中で何回も出てきてはいますが、この部分になります。

法定繰入れを合計しますと、8億2,325万9,230円です。法定外はこちらに書いています9億2,971万4,389円です。

29年度は、これを比較してみますと、全体で18億730万円、うち法定繰入れが8億422万円、その他の法定外が10億308万1,941円です。繰入金全体では、3.01%減になっています。法定外は7.31%減になっています。

上から見ますと、保険基盤安定繰入金、こちらは保険者支援分というのが2番目にありまして、上が保険税軽減分、低所得者対策のものです。

それと、職員給与等繰入金、この内容は、国保担当職員の人件費と事務費になります。

あと、出産育児一時金繰入金、これは歳出側の出産育児一時金の3分の2相当を繰入れるという法の定めがありますので、その分です。

内訳を見ていきますと、基盤安定繰入金は前年と比べて増になっています。平均保険料算定額が増ということで増になっております。出産育児一時金は減になっています。出産の数、歳出のほうが減っていますので、伴って減になります。職員給与等繰入金は増になります。

東京26市の全ての市で一番下のその他一般会計繰入金、法定外の部分は繰入れをやっておりまして、これを含めた上での運営という形になります。

平成30年度の26市の被保険者1人当たりの法定外繰入れを見ますと、3万896円です。多摩市は2万6,644円です。平均と比べれば低いです。平成30年度は、26市並べたときに上から19番目、低いほうになっております。平成30年度は1人当たり2万6,644円ですが、29年度は2万7,633円ですので、3.6%減になっております。このあたりが繰入金のポイントになります。

次に、繰入金の下12、繰越金を見ていただきたいと思います。表の真ん中あたりに書いています。この繰越金、平成29年度の歳入歳出の差引額4億8,266万3,615円を剰余金として計上させていただきました。

平成30年度の活用につきましては、1億9,400万円分は29年度に国と都から交付されました保険者努力支援相当額の方で、平成30年度に財政運営基金に積み立てるために確保しております。

残りの2億8,800万程度は、平成30年度に発生する前々年度の交付金の精算があり、このための返還金とか、精算に伴う納付金の増加に対する財源として確保するために繰越をしております。

歳入についての大きいところは以上になります。

まだ歳出がありますけれども、長いので一旦締めます。

○下井会長 一旦、ここで質問を受け付けます。歳入に関してご意見、ご質問等ございましたでしょうか。

お願いします。

○川又委員 教えてください。不納欠損をするためには、低所得者も保険料、保険税かけますよね。収入がないから滞納すると。それを時効で欠損するんですか。

○赤壁保険税担当 保険徴収担当の赤壁です。多摩市は、納税課も含めて時効は絶対出さないという基本方針でやっています。

○川又委員 時効はとめちゃうと、はいはい。

○赤壁保険税担当 はい。時効をとめるというか、時効の前に停止処分というのをかけますと時効にはならないんです。

○川又委員 執行停止をかけちゃうんですか。

○赤壁保険税担当 執行停止をかけます。ですので、時効によって徴収できなかったというのはもう長年……。

○川又委員 もう財産がないから執行停止をかけて、それで不納欠損をかけちゃうと。

○赤壁保険税担当 はい。さようでございます。

○川又委員 そうですか。

○赤壁保険税担当 はい。

○川又委員 わかりました。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかに。

ご説明いただいて聞き逃していたらすいません。これは国民健康保険特別会計決算の資料ですよ。

○松下保険年金課長 はい。

○下井会長 それで、この5款の国庫支出金の1目の災害臨時特例補助金は29年度決算からの伸びが221%以上になっていますけれども、災害臨時特例補助金というのも国保の特別会計決算のほうに含まれる内容なんですか。

○松下保険年金課長 はい。こちらは東日本大震災によって避難地域から多摩市に避難されている方の保険税ですとか、あと、一部負担金を減免しておりますので、それに対する国からの補助です。

○下井会長 これが入るんですね。

○松下保険年金課長 はい。こちらに。

○下井会長 なるほど。ありがとうございます。

もし、ご意見、ご質問等ないようでしたら、次、歳出のほうの報告をお願いいたします。

○坂本国保担当 では、続きまして、資料3-②、歳出のほうをごらんください。歳入と同様の表の見方になっていきますのでよろしくお願ひします。時間の都合もありますので、金額の大きい科目だけ中心に説明させていただきます。

まず、表の左側の真ん中少し上ぐらいで、2、保険給付費になります。決算額を見ていただきますと、102億7,025万8,000円です。29年度が106億2,605万2,

000円でしたので、これと比較しますと3.35%の減でした。理由は、被保険者数が3.9%減少しておりますので、保険給付費にも反映されているというところです。

ここで、保険給付費のご説明に関連しまして、多摩市の30年度の国保の加入者に関するデータをご説明させていただきたいと思います。次回以降、保険税率の見直しなどを皆様でお話し合いいただく中での参考になればと思いますのでお話しさせていただきます。

まず、多摩市の国保の被保険者数です。年度平均で、平成29年度は3万6,300人おりました。平成30年度は3万4,894人です。計算しますと3.9%減になっています。

中を見ますと、75歳以上になって後期高齢者医療制度に移行する方がかなり多いというのと、あと、社会保険の適用拡大を28年度やりましたが、その影響で人数が減っております。

ちなみに、28年度から29年度も5.8%人数が減っておりますので、ここ数年、減少傾向という形になっています。

次に、1人当たり医療費を申し上げますと、平成29年度は34万9,315円です。平成30年度は35万200円です。0.2%の増でした。この数字、東京都の26市平均でいきますと、対前年度比1.5%増で33万6,177円です。全国平均は対前年度比1.3%増で36万4,384円でしたので、多摩市は都の平均よりは高いですけれども、全国平均よりは低いという状況になっています。

人数の中でも65から74歳の前期高齢者という部分の多摩市の1人当たりの医療費を見ますと、29年度は48万4,373円です。平成30年度は48万4,945円で、0.12%の増でした。全国平均でいくと、29年度は50万7,995円、30年度は少し減りまして50万7,558円でしたので、多摩市は全国平均よりも低い状況でした。

費用額を見ますと、レセプトを見まして金額、10割分相当を見ていったときに、対前年度比で多摩市は、入院は2%増、入院外が2.8%増、調剤は7.6%減、歯科は0.6%減、訪問看護は16.9%増となっております。

多摩市の医療費の特徴について申し上げますと、1人当たり医療費35万200円は26市でいくと8番目に高いです。1人当たり医療費が高いと言われている65から75歳の被保険者の割合は多摩市が実は一番多くて、45.7%もいらっしゃるということで高目です。

ただ、そうはいつでも26市中、一番高い状態ではない。8番目にとどまっている。これは、65から74歳の1人当たり医療費48万4,945円が全国平均の50万幾らに

比べれば比較的低いという中で、高目ではありますけれども、一番ではなく8番目にとどまっている理由と見ています。

多摩市のデータにつきましては以上になります。

次に、3-②の表のほうに戻らせていただきます。保険給付費のほうに話を戻しますと、給付費の中の療養諸費です。一般療養費と審査手数料という部分になりますけれども、医療費の保険証を出したときに3割負担の方だと7割分、保険が負担するという、そういったところの出どころになっています。これが全体の給付費の9割近くを占めております。30年度は90億937万8,000円です。29年度は93億2,667万2,000円でしたので、比べますと3.4%減少しております。

次に、療養諸費の下の高額療養費です。30年度は11億9,777万5,000円、29年度は12億2,797万2,000円でしたので、これは2.46%減少しております。理由は、レセプト1件当たりの費用額を見たときに、30万円以下の医療費が減っていたので、ここが作用したのかなと考えております。

次に、この表に戻りまして、右半分に行きますと、一番上、3、国民健康保険事業費納付金とあります。右に目をやっただきまして、決算額が約45億7,000万になっています。この国保事業費納付金は平成30年度の国保制度改革によって新たに創設されたものです。国民健康保険の事業に要する経費に充てるために、東京都が保険給付費の都の総額の見込みを立てまして、次に各区市町村の医療費水準とか所得水準を考慮して各区市町村ごとに納付金を決定して徴収していくというものです。

平成30年度はこの表に書いてある金額になっています。医療分が31億4,561万5,000円、後期分が10億8,405万3,000円、介護分が3億4,049万6,000円です。1人当たり納付金に直しますと15万1,357円でした。

ちなみに、令和元年度、今年度の1人当たりの納付金は、被保険者数減を反映しまして上がっています。15万5,130円になっております。

次に、同じくこの表の右半分を見ていただきますと、真ん中の下あたりに、6、基金積立金というのがあります。こちらを見ていただきたいと思います。

決算額を約3億計上しています。例年、国保の財政運営基金条例というのを持っていて、これに基づきまして原資積立てを毎年5万円ずつ積んでいます。これに若干の利子加わるとい形になりますけれども、29年度に獲得しました国や東京都からの保険者努力分1億9,400万円と、あと、社会保険診療報酬支払基金の精算分として1億9,7

48万円、合わせまして、合計が3億1,374万8,000円、こちらも積立てまして、あと、利子も含めて3億1,379万8,000円ということで平成30年度は積立てをさせていただきます。

29年度は、原資積立ての5万円と利子の83円を合わせまして、29年度末の残高は87万6,121円でしたので、ここで大幅な増額という形になっております。こちらの基金につきましては、29年度まではそういったことで、19年度に取り崩しをした後、条例で最低5万円を毎年積立っているだけのものだったので、額が低過ぎて基金を財政調整に使用するということができないのが実態でした。

ただ、30年度の制度改革を機に考えまして、納税者の負担軽減を目的に保険者努力分を積み上げて元年度から活用するというのでこの会議でもお話をさせていただいたので、来年度の決算からもしばらくは歳入側の基金繰入金というのが今度、計上されますので、今後も数字が入っていくことになります。

歳出については以上です。本決算につきましては、先ほど議会報告がありましたけれども、決算特別委員会においても全議員の認定をいただいております。

説明は以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。

これに関してご質問、ご意見ございますでしょうか。

お願いします。

○齊藤委員 すいません、ちょっと書き取れなかったので。基金の積立金の原資は今年度は何とおっしゃいましたかしら。2つありましたよね。

○松下保険年金課長 はい。まず、1億9,400万円が被保険者の負担軽減というような形になっています。それから、1億9,748万円です。こちらにつきましては社会保険診療報酬支払基金の精算分です。合わせて3億1,374万8,000円を積立っています。

○齊藤委員 わかりました。

○津布久委員 ちょっといいですか。

○下井会長 お願いします。

○津布久委員 すいません。先日、たまたま特定健診というのを自分も受けたんです。この特定健診というのは、もともと標準で幾らぐらい費用がかかるものなんですか。

というのは、たまたま同じような健康状態で受けたら、今年は心電図みたいのが確認的に、心臓が動悸することはありますかとかいうようなお話から入って、去年は全員が心電

図を受けたと思うんですけども、若干その辺が変わってきているので、1人頭の単価自体が下がったのかどうかというのを参考にお聞きできればと思って。

○松下保険年金課長 まず、特定健診の基本項目と、あと、追加項目というのがあるんですけども、基本項目は全ての方が受診していただくんですが、大体そこが9,000円弱ぐらいの金額になっています。これは26市、その程度に抑えるというような形です。全国的に見ると7,700円とか、そういうのを国は基準にしているんですけども。

○津布久委員 そうなんですか。

○松下保険年金課長 はい。基本項目を受けていただいて、医師が必要と認めた方、こちらは心電図ですとか、そういった追加項目を追加で受けていただく。

○津布久委員 そうすると、心電図とかを受けると、さっきの9,000何がしが幾らぐらいになるものなんですか。追加項目。

○松下保険年金課長 追加項目が、心電図ですとかその辺、それを全部積み上げると幾らになるかという、ちょっと今手元にないのであれなんですけれども。すみません。

○津布久委員 聞き方を変えると、今年はその予算的に少し縮小しようということで全員が心電図を受けないというような施策というか、そういう動きがあったんでしょうか。

○松下保険年金課長 いえ、そういうのはないです。

○津布久委員 ないんですか。

○松下保険年金課長 はい。

○津布久委員 そうなんですか。はい、わかりました。すみません。どうなのかなと思って、実態がそうだったからね。机上の議論だけではなくて、受診者自体がそうだったので。複数の人がそういう傾向にあったものですから。それはそうすると、結果的には病院サイドがそういうふうを示唆したということなんですかね。

○松下保険年金課長 そうですね、医師の判断。

○下井会長 お医者さんが必要ないと判断されたということでしょうね。

○津布久委員 ということは、病院によっては去年と同じようにフルで全部やったところもあるというように解釈していいんですか。

○松下保険年金課長 そうですね。あくまでも受診者の方の健康状態がどうなのかというところが判断基準になるかと思うんですけども、ドクターによってはその判断基準が変わってくる可能性というのものもあるかもしれません。

○津布久委員 その辺は病院によって同じ特定医療の指定医院でやっても、その許容範囲

がいろいろあるということなんですか。

○高橋国保担当 特定健診というのは国が定めた基準にのっとって行うものなので、この追加項目についても基準がございます。最終的にはもちろん医師の判断にはなるんですけども、そのあたりを問診票のところでも多少細かくそこを、ここでどういうふうに判断したかというのを毎年ちょっとずつは変えているところもありますので、そういった意味でより丁寧に聞き取ったりというようなことはあるかと思います。基準そのものは、変わっている部分もあるんですけども、心電図のところは変わっていないと思います。

○津布久委員 そうなんですか。

○高橋国保担当 はい。

○津布久委員 感想的には随分になっちゃったなと思って。いや、どういう動きなのかなと思っただけなんですけどね。

○高橋国保担当 そのあたりは、もともと誕生月健診から始まって、多摩市はかなり丁寧な項目でやっていて、今でも多摩市医師会さんの独自項目もあつたりしますので、かなり丁寧にやっている部分はあると思うんです。心電図なんかも実際の受診者数の割合からすると、かなり多いのは事実です。

○津布久委員 そうすると、この特定健診分については、全国的に同じということは、国とか都からの補助金なんかも出ているんですか。

○松下保険年金課長 はい、出ております。この歳入の3-①の資料の7款、都支出金。

○津布久委員 なるほど、都負担金ね。

○松下保険年金課長 これが特別の一番の支点になるんですけども。

○津布久委員 健診分のね。なるほど。ありがとうございます。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

お願いします。

○川又委員 こっちの資料の中で見たんですけど、ジェネリック医薬品の差額通知、年1回4,000件ぐらい出しているんですが、その方たちが実際にジェネリックにかえてもらったかどうかの確認はやっているんですか。効果として。

23ページかな。発送件数は出ているんですけども、これがどのぐらいかわったのかということの測定がわかれば。

○松下保険年金課長 こちら、3,958通送りまして、切りかえられた方が1,328人

です。平成30年の5月、6月処方分の方が3,958人です。そちらの方にお送りさせていただいて、そのうち1,328人、削減効果額としては257万3,291円というような形になっています。

○川又委員 5、6月のレセプトの薬剤費から抽出して通知を出して、その方の何カ月後に同じレセプトを見て、変わったかどうかをやってみて、結果は3,900人のうち1,300人がジェネリックにかえてもらって、その薬剤費の額が約257万減ったということですね。

○松下保険年金課長 そうですね。

○川又委員 はい、わかりました。

○下井会長 ありがとうございます。

多摩市はそれが比較的高いほうなんですか。ほかの市とかはわかりませんか。わからない？

○津布久委員 ちょっとすいません。

○下井会長 はい。

○津布久委員 全くここから離れるかもしれないんですけども、先日、違う研修会で、税の形で年金の控除額が、例えば基礎控除的なものが130万から120万に下がるとかというような動きがあるらしいんです。先ほど、いろんな説明がありましたけれども、低所得者とはどのような定義づけをよく言いますが、低所得者というのは基準的には住民税とか所得税とかあると思うんですけども、そういう公的年金者自体も基礎控除額を下げるということは、課税対象額が上がるわけです。当然、税率が同じであれば去年より税金が上がっちゃうということになると、低所得者の対象というのが連動して、住民税で見るとか所得税で見るとかがわからないですけども、そういう動きというのは連動して出てくるものなんですか。

○松下保険年金課長 そうですね。今、基礎控除は38万という形になっているんですけども、それが10万引き上げられて48万になるということ、令和3年ですかね。

○津布久委員 令和3年からなのか。

○松下保険年金課長 そうですね。それなので、給与収入の方と、あと、年金収入の方ですとか、あとはフリーランスでやられている方でその控除の考え方が違うようなので、そこをどうするというのは今議論しているところなんです。なので、おそらく控除額が引き上げられることによって、軽減判定所得額というものも一定の見直しがされるかと思います。

- 津布久委員 それはもう一律、全国同じように変えていくという動きなんですか。
- 松下保険年金課長 そうですね。国民健康保険の場合はそうなります。
- 津布久委員 それは市町村ごとの施策のぐあいというのは絶対ないんだ？ 軽減。
- 松下保険年金課長 軽減はそうですね。7割、5割、2割というのは国の法に基づいて。
- 津布久委員 基づいて？
- 松下保険年金課長 はい。やっているものになります。
- 下井会長 ありがとうございます。
- ほかにございますでしょうか。
- もしなければ、次回の会議日程の話に進みましょうか。
- あるいは、事務局からそのほかで何かありますか。
- では、次回の会議日程について。
- 松下保険年金課長 次回ですけれども、11月21日木曜日、午後1時半からということで、令和2年度の保険税率の見直しについて諮問のほうをさせていただきたいと考えております。よろしくお祈いします。
- 下井会長 その場合、2回ぐらいにわたって議論するんですか。
- 松下保険年金課長 3回になります。
- 下井会長 3回にわたって議論ですね。
- 松下保険年金課長 11月、12月、1月。1月末をめどに答申書の取りまとめをお願いできればと考えております。
- 下井会長 わかりました。ありがとうございます。
- 皆さんよろしくお祈いいたします。
- ほかに何かご質問とかご意見とかございますでしょうか。
- もしなければ、これで運営協議会を終わりにします。どうもありがとうございました。

午後2時28分 閉会

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会 会 長

委 員

委 員